

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福島市長 木幡 浩

市町村名 (市町村コード)	福島市 (72010)
地域名 (地域内農業集落名)	笹谷地区 (新町・小栖・谷地・一本松・前田・原町・堰場・横堀・仁井町・三本木・伏金)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月24日 (第1回)令和6年2月27日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は農地バンクの利用意向が高く、集積が進んでいる地区であるが、高齢化が平均年齢75歳と進み、今後規模縮小を考えている農家が多く、専業の担い手の減少や後継者不足により労働力が不足し、遊休農地の拡大が懸念される。また、鳥獣被害や霜被害、気候変動の対策に必要な資材が高騰しており、負担が大きいことが喫緊の課題である。

【地域の基礎データ】

当地区に耕作地を持つ認定農業者:19名 認定新規就農者:3名

団体経営体:1経営体

主な作物:水稲、果樹、野菜類

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は、果樹、水稲、野菜類を3本柱に農業経営を継続し、気候変動に対応した果樹の生育の環境を整備していく。また、農地の集積・集約を進め、地域全体で鳥獣被害対策に取り組むとともに、**新たな担い手を確保していくため、地域として新規就農者を受け入れる体制づくり等を検討していく。**

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	157 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	157 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び地域として利用可能な農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画に基づく目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、農地所有適格法人等へ農地の集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構等に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手などのニーズを踏まえ、必要に応じて基盤整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者の他、新規参入者や後継者など地域内外から多様な経営体を確保するため、県やJAなどの関係機関と連携しながら地域としてフォローアップしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--